様式第２号（第４条関係）

禁止区域に係る関係法令一覧及び協議経過書

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 禁止区域 | 禁止区域の該当有無 | 規制対象の発電施設 | 確認部署・協議経過等 |
| １. | 砂防法第２条の規定により指定された土地 | □　有□　無 | 太陽光風　力 |  |
| ２. | 地すべり等防止法第３条第１項の規定により指定された地すべり防止区域 | □　有□　無 | 太陽光風　力 |  |
| ３. | 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第３条第１項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域 | □　有□　無 | 太陽光風　力 |  |
| ４. | 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第７条第１項の規定により指定された土砂災害警戒区域及び同法第９条第１項の規定により指定された土砂災害特別警戒区域 | □　有□　無 | 太陽光風　力 |  |
| ５. | 水防法第14条第１項又は第２項の規定により指定された洪水浸水想定区域のうち家屋の流失又は倒壊をもたらすような氾濫等が発生するおそれがある区域として河川管理者が定める区域 | □　有□　無 | 太陽光 |  |
|  | 禁止区域 | 禁止区域の該当有無 | 規制対象の発電施設 | 確認部署・協議経過等 |
| ６. | 河川法第６条第１項に規定する河川区域 | □　有□　無 | 太陽光 |  |
| ７. | 森林法第５条第１項の地域森林計画において定められた森林の区域及び同法第25条第１項の規定により指定された保安林 | □　有□　無 | 太陽光 |  |
| ８. | 自然公園法第２条第１号に規定する自然公園に該当する区域 | □　有□　無 | 太陽光 |  |
| ９. | 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第１項の規定により指定された鳥獣保護区 | □　有□　無 | 太陽光風　力 |  |
| 10. | 文化財保護法第27条第１項の規定により重要文化財に指定された建造物及び同法第57条第１項の規定により文化財登録原簿に登録された建造物並びに同法第109条第１項の規定により指定された史跡名勝天然記念物の区域 | □　有□　無 | 太陽光 |  |
| 11. | 福島県文化財保護条例第４条第１項の規定により福島県指定重要文化財に指定された建造物及び同条例第24条第１項の規定により指定された県指定史跡名勝天然記念物の区域 | □　有□　無 | 太陽光 |  |
|  | 禁止区域 | 禁止区域の該当有無 | 規制対象の発電施設 | 確認部署・協議経過等 |
| 12. | 福島市文化財保護条例第３条第１項の規定により福島市指定有形文化財に指定された建造物及び同条例第15条第１項の規定により指定された市指定史跡名勝天然記念物の区域 | □　有□　無 | 太陽光 |  |
| 13-1. | 福島市水道水源保護条例第６条第１項の規定により指定された水源保護地域 | □　有□　無 | 太陽光風　力 |  |
| 13-2. | 福島市水道水源保護条例第６条第１項の規定により指定された水源保護地域の境界から設置しようとする風力発電施設の最高地上高に相当する距離以内の区域 | □　有□　無 | 風　力 |  |
| 14. | 福島市風致地区内における建築等の規制に関する条例第２条第１項に規定する風致地区 | □　有□　無 | 太陽光 |  |
| 15. | 特に景観を保全することが必要な区域として市長が別に定める区域 | □　有□　無 | 太陽光 |  |
| 16. | 前各号に定めるもののほか、土砂災害のおそれがある区域として市長が規則で定める区域 | □　有□　無 | 太陽光風　力 |  |
| 16-1. | 市が定める地すべり危険箇所、土石流危険渓流区域及び急傾斜地崩壊危険箇所 | □　有□　無 | 太陽光風　力 |  |
|  | 禁止区域 | 禁止区域の該当有無 | 規制対象の発電施設 | 確認部署・協議経過等 |
| 16-2. | 土砂災害の発生状況を踏まえて市長が定める土砂災害のおそれがある区域 | □　有□　無 | 太陽光風　力 |  |
| 16-3. | 県が国の土砂災害防止対策基本指針に基づき認定する新たな土砂災害の発生のおそれのある箇所 | □　有□　無 | 太陽光風　力 |  |